

～制度調査部情報～

2004 年 10 月 29 日 全 4 頁

電話加入権の廃止と 企業への影響

制度調査部
齋藤 純

会計・税務上の取扱いが焦点に

【要約】

- 情報通信審議会(総務相の諮問機関)は、10 月 19 日、NTT 東日本・NTT 西日本の固定電話に係る加入権(施設設置負担金)の廃止を認める答申をまとめた。今後は、NTT 東日本・NTT 西日本両社の経営判断により、段階的に価格の引下げ・廃止が行われる見通しとなっている。
- 一方、電話加入権を保有する企業や個人においては、電話加入権は一般に“財産”と認識されている。質権設定が可能であることや、税法上、固定資産とされていることもあり、無償で電話加入権が廃止されることとなれば、契約者から相当の反発が予想される。
- 仮に電話加入権が廃止された場合、電話加入権を保有している企業では、会計上の損失の計上がまず問題となるだろう。また、税務上も、現行の取扱いでは損金算入が認められないため、電話加入権の廃止にあたっては、何らかの手当てを求める声が上がっている。その場合、96 年に携帯電話の新規加入料が無料化された際の取扱いが参考になるものと思われる。

■審議会が電話加入権の段階的廃止を容認

- 情報通信審議会(総務相の諮問機関)が、10 月 19 日に公表したのは、「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方について」。NTT 東日本・NTT 西日本の固定電話に係る加入権(施設設置負担金)の廃止を認める内容となっている。今後は、NTT 東日本・NTT 西日本両社の経営判断により、電話加入権の引下げ・廃止が行われることとなるが、答申では周知期間を十分に確保した上、段階的に廃止すべきとしている。
- そもそも電話加入権とは、契約者が加入電話の提供を受ける権利のことである。電話加入権を取得するためには、原則として「施設設置負担金」を負担する必要があるとされており、支払った施設設置負担金は、電話網の敷設・維持工事費等に充てられる。電話加入権を、取引業者等から購入した場合には、施設設置負担金の支払いは不要となる。現在の施設設置負担金の額は 72,000 円(税込 75,600 円)であるが、最も高かった際には 80,000 円を負担しなければならない時期もあった。その反面、電話加入権取引業者等から購入した場合には 72,000 円よりも少ない負担で済んでいる場合もある。
- 現在は、新規加入時に電話加入権を必要とせず、基本料に一定額を加算する「ライトプラン」も提供されている。

図表 NTT 東日本・NTT 西日本の基本料及び施設設置負担金(加入電話の場合)

		基本料(月額)			施設設置負担金
		3 級局	2 級局	1 級局	
事務用	既存プラン	2,600 円	2,450 円	2,300 円	72,000 円
	ライトプラン	3,240 円	3,090 円	2,940 円	—
住宅用	既存プラン	1,750 円	1,600 円	1,450 円	72,000 円
	ライトプラン	2,390 円	2,240 円	2,090 円	—

(出所)情報通信審議会「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方について 答申」

- しかし、携帯電話の普及により固定電話の契約者数が減少し、電話回線に対する新規投資額も減少していることなどから、施設設置負担金の意義は薄れてきており、NTT 東日本・NTT 西日本は施設設置負担金の見直しを検討してきた。電話加入権の価値は、施設設置負担金の水準とほぼ一体の関係にあるため、施設設置負担金が引き下げられれば、電話加入権の価値にも影響を及ぼすこととなる。

■施設設置負担金が廃止された場合、負担額は返金されるのか？

- 一方で、固定電話契約者においては、「電話加入権は“財産”である」との認識が一般的である。このような認識が浸透した背景には、電話加入権の売買が可能となっていることや、「電話加入権質に関する臨時特例法」により電話加入権の質権設定が可能とされていることがあるものと思われる。また、税法上も電話加入権は固定資産と規定されており、相続等により電話加入権を取得した場合には、相続税の課税対象ともなっている。

[電話加入権質に関する臨時特例法]

第一条(質権の設定)

電話加入権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。)附則第九条第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。)を有する者は、同条第一項の規定により事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八条から第三十八条の三までの規定がなおその効力を有する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。

[所得税法]

第二条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十七 <略>

十八 固定資産 土地(土地の上に存する権利を含む。)、減価償却資産、電話加入権その他の資産(山林を除く。)で政令で定めるものをいう。

十九～四十八 <略>

[法人税法]

第二条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十一 <略>

二十二 固定資産 土地(土地の上に存する権利を含む。)、減価償却資産、電話加入権その他の資産で政令で定めるものをいう。

二十三～四十八 <略>

[評価基本通達(相続税及び贈与税関係)]

161(電話加入権の評価)

電話加入権の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

(1)取引相場のある電話加入権の価額は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。

(2)(1)に掲げる電話加入権以外の電話加入権の価額は、売買実例価額等を基として、電話取扱局ごとに国税局長の定める標準価額によって評価する。

- しかし、これまでのところ、施設設置負担金を引き下げ又は廃止したとしても、NTT 東日本・NTT 西日本では、施設設置負担金の返金を行わない方針を示している。そもそも施設設置負担金は返還する扱いとはなっていないことや、電話加入権の取引価格が低下してもその取引価格まで保証する義務はないことなどが裏付けとなっている。

- また、1996年12月には、携帯電話・自動車携帯電話の施設設置負担金に相当する「新規加入料」が段階的に値下げ(最終的には無料化)された際、NTT 移動通信網(現・NTT ドコモ)を相手取り損害賠

償訴訟が起こされているが、この訴訟では、次のような点を理由に損害賠償請求は棄却された。こうした点も、NTT 東日本・NTT 西日本にとっては追い風になっているものと思われる。

- ・携帯電話(当該訴訟では、自動車携帯電話)契約締結に際して、「出捐した新規加入料の回収を窺わせる旨の規定」は存在しないこと
- ・原告が主張した「税法上、減価償却資産とは認められていない」ことをもって新規加入料の値下げが認められないものではないこと

- 以上の点などを踏まえると、施設設置負担金の廃止の際に、負担金が返金される可能性は低いと言わざるを得ない。
- もっとも、電話加入権を財産と認識していた契約者にとっては、今から電話加入権を転売しようにも、取引価格は 72,000 円から大幅に下落しており、今後も取引価格が上昇することは考えにくい。携帯電話・自動車携帯電話の新規加入料が無料化された当時とは、状況的に異なる点もあり、施設設置負担金の廃止の際に返金が行われない場合には、契約者から反発が起こるのは必至とみられている。

■電話加入権の廃止に伴う企業への影響

- 電話加入権を保有する多くの企業では、電話加入権を無形固定資産として計上している。施設設置負担金が廃止された場合、固定電話の利用権が失われるわけではないので、事業資産としての価値は残る。しかし、電話加入権の財産的価値は消滅する。そのため、施設設置負担金が廃止された場合、企業が計上している電話加入権に関して会計及び税務上の対応が必要となる。
- 以下では、施設設置負担金の廃止に伴い、返金が行われないとの前提に立って、現時点で考えられる会計・税務上の取扱いをまとめる。

(1)「電話加入権」の会計上の取扱い

- 施設設置負担金を廃止する場合でも、情報通信審議会の答申では、段階的に実施すべきとしており、一時期に廃止されることは考えにくい。その場合、ある程度電話加入権に財産的価値がある段階で、売却することができれば、取得価額との差額は譲渡損として取り扱われる。
- 一方、施設設置負担金の廃止により、電話加入権の財産的価値が完全に消滅した場合には、電話加入権を資産計上したままとすることは実態に合わないため、貸借対照表から消す必要が出てくる。
- 従来、わが国の会計基準には、固定資産の減損処理を明確に認める規定は存在しなかったが、2005 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からは、「固定資産の減損に係る会計基準」が公開会社等に強制適用される。既に、2004 年 3 月期から早期適用することも既に認められており、施設設置負担金が廃止された場合、電話加入権は減損会計の対象となるだろう。

減損会計ではグルーピングが必要

- 減損会計の適用において、仮に電話加入権単独で減損の判定を行えば、財産的価値が消滅しているため、減損損失の計上が必要になる可能性が高い。
- ただし、減損会計では、対象となる資産を将来キャッシュ・フローを生み出す最小の単位にグルーピングした上で、減損の判定を行うこととしている。通常、電話加入権が単独でキャッシュ・フローを生み出すとは考えにくいため、多くの場合は、他の関連する資産等とグルーピングし、資産グループ全体で減損の判定を行うこととなるだろう(注 1)。この場合、電話加入権に関して損失が計上されるかは、電話加入権を含む資産グループの将来の収益性にかかってくることとなるため、企

業ごとに取扱いが異なってくるものと思われる(注2)。

(注1) 電話加入権に減損会計を適用する場合、特定の資産グループに区分するのではなく、「共用資産」(特定の資産又は資産グループに限らず、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産(のれんを除く))として処理する余地もあり得るものと思われる。共用資産として減損会計を適用する場合は、次のいずれかの方法で減損の判定を行う。

- ① 共用資産と、その共用資産が将来キャッシュ・フローの生成に寄与している資産又は資産グループを含む、より大きな単位でグルーピングを行う方法。
- ② 共用資産の帳簿価額を、各資産又は資産グループに配分して、配分後の各資産又は資産グループについて減損の判定を行う方法

(注2) 固定資産の減損会計の適用前であったり、そもそも減損会計の適用対象企業でない場合は、どのように考えればよいのだろうか。固定資産の現存に係る会計基準を除くと、現行の会計ルールには、固定資産の減損処理を認める規定は存在しないものと思われる。

会計上の規定に限定せず商法まで範囲を広げると、商法第34条第2号に、固定資産の減損処理を容認する規定が設けられている。

[商法]

第三十四条

会計帳簿に記載又は記録すべき財産ノ価額ニ付テハ左ノ規定ニ従フ

一 <略>

二 固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又は製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

三 <略>

ただし、上記の規定中の「固定資産」には、電話加入権のような非償却の無形固定資産も含まれると解されるのか明らかになっていない。また、あくまでも商法上の規定であることを踏まえて検討する必要がある。

(2) 「電話加入権」の税務上の取扱い

○法人税法上は、電話加入権を固定資産の一つに区分しているものの、減価償却資産からは除外している。会計上の取扱いと同様に、財産的価値が消滅する前に売却すれば、取得価額との差額は譲渡損として損金算入が可能となるが、売却できなかった場合、減価償却の対象にもならないため、現行の法人税法の規定では損金算入の道が閉ざされてしまう可能性が高い。

○経済界では、施設設置負担金が廃止された場合には、税務上、電話加入権に関して損金算入を認めるように取扱いを変更することを求めている。その場合、参考になるのが、前出の携帯電話・自動車電話の新規加入料が無料化された際の取扱いである。

携帯電話の新規加入料の廃止時には、損金算入を容認

○携帯電話・自動車電話の新規加入料は96年12月1日付けで無料化された。この時、郵政省(当時)からの照会への回答という形で、国税庁は新規加入料の無料化に伴う税務上の取扱いをまとめている(その後、法人税基本通達も改正)。

○この中では、新規加入料の無料化に伴い実質的に譲渡性が失われたことから、もともとは非減価償却資産であった新規加入料を、減価償却資産(電気通信施設利用権)として取り扱うこととした。具体的には、少額減価償却資産の取得価額の損金算入(法人税法施行令第133条)の適用対象となり、96年12月1日を含む事業年度において損金算入することが認められている。

○つまり、この取扱いの変更により、法人税の減免という形で新規加入料の損失分の一部を回収できたわけである。固定電話の施設設置負担金が廃止された場合、同様の措置が手当てされるのかについては、今後の議論の焦点となるだろう。